

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成28年那智勝浦町議会第4回定例会)

平成28年12月7日

9時29分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	3
日程第3	諸報告	4
日程第4	議案第86号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	6
日程第5	議案第87号 那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例	9
日程第6	議案第88号 那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	11
日程第7	議案第89号 那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例	12
日程第8	議案第90号 那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	13
日程第9	議案第91号 平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算(第3号)	15
日程第10	議案第92号 平成28年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算(第1号)	28
日程第11	議案第93号 平成28年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算(第2号)	29
日程第12	議案第94号 平成28年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算(第1号)	30
日程第13	議案第95号 平成28年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算(第2号)	32
日程第14	議案第96号 平成28年度那智勝浦町水道事業会計補正予算(第2号)	33
日程第15	議案第97号 平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第3号)	35
日程第16	諮問第1号 人権擁護委員の推薦について	37
日程第17	議員派遣について	38

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 荒尾典男	2番 左近誠
3番 下崎弘通	4番 中岩和子
5番 石橋徹央	6番 金嶋弘幸
7番 曾根和仁	8番 引地稔治
9番 亀井二三男	10番 津本・光
11番 森本曦夫	12番 東信介

3. 会議録署名議員の氏名

9番 亀井 二三男

10番 津本・光

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町長	寺本 眞一	副町長	植地 篤延
教育長	森 崇	消防長	峯 幸生
参事 (総務課長)	城本 和男	教育次長	下 康之
会計管理者	田代 雅伸	病院事務長	喜田 直
税務課長	久葛 章功	住民課副課長	三隅 祐治
福祉課長	塩崎 圭祐	観光産業課長	在仲 靖二
建設課長	橋本 典幸	水道課長	関 正行

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	伊藤 善之
事務局主査	青木 徳之
事務局主査	疋田 晋一

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番中岩和子議長席に着く〕

○議長（中岩和子君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がございました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時29分 開会

○議長（中岩和子君） ただいまから平成28年第4回那智勝浦町議会定例会を開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開議

○議長（中岩和子君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中岩和子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

9番亀井二三男君、10番津本・光君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（中岩和子君） 会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

3番下崎君。

○議会運営委員長（下崎弘通君） それでは、議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。

去る12月2日に委員会を開催しております。

本定例会に付議すべき事件は13件です。内訳ですが、条例の一部改正5件、補正予算7件、人事案件が1件となっております。

会期は本日7日から14日までの8日間を予定しております。本会議4日、委員会2日、純休会2日となっております。

それでは、議事予定表をごらんいただきたいと思っております。

〔議事予定表朗読〕

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から12月14日までの8日間に行いたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、会期は本日から12月14日までの8日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○議長（中岩和子君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりでございます。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） おはようございます。

本日、平成28年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用中であるにもかかわらず御参集賜りまして、まことにありがとうございます。

議題とすべき諸議案の概要について御説明を申し上げるに先立ち、諸報告を行います。

新クリーンセンターの建設について報告いたします。

平成28年第3回定例会において1市2町を含めた広域での新クリーンセンター建設計画推進を求める決議案が可決されたことを受けて、太地町長を訪問し、太地町との2町による建設計画を進めることが難しくなったことの報告、また新たに新宮市を含めた1市2町での建設を検討していただきたいとお話をさせていただきました。

同月、太地町議会の結果を受けて、太地町長から新たに新宮市を含めた1市2町での建設はお受けできないとの回答がございました。また、10月には新宮市長を訪問し、今までの経過報告と新宮市との協議を進めていくことについてお話をさせていただいています。

現在は町内数カ所を候補地として調査を進めておりますが、それぞれ条件も異なり、問題点、検討事項もありますので、用地として適切か、他の候補地も含めて検討を行ってまいります。あくまでも候補地でありますので、建設用地とするためには用地確保のめどや地元に対する説明等が必要となってまいります。建設用地の選定については、早急に進めてまいりたいと考えております。

次に、新病院建設事業は、去る10月15日に執行した安全祈願祭を経て本体工事へと着手しています。議員の皆様方におかれましては、お忙しい中安全祈願祭に御出席を賜り、まことにありがとうございました。なお、工事につきましては、地盤改良ぐい、掘削の工程を終え、基礎工事へと順調に進捗してございます。

次に、水産関係です。

勝浦漁協の解散に伴い、10月1日に勝浦地方卸売市場の開設を行い、式をとり行いました。これからは、公設民営化として町の基幹産業である水産の発展と市場を活用した地域経済の活性化に向け、県漁連と連携してまいります。

観光関係です。

10月24日に第40回ユネスコ世界遺産委員会において紀伊山地の霊場と参詣道の世界遺産追加登録が決定し、県内では22地点がふえ、町内では熊野参詣道、中辺路で小獅子峠とかけぬけ道

が、大辺路では清水峠、二河峠と駿田峠が追加登録されました。今後もかけがえのない遺産として保全と周知に努め、後世に伝えていくとともに、他市町村と連携を深め、今まで以上に多くの観光客の皆様にお越しいただけるよう、プロモーションや受け入れ態勢の整備を進めてまいります。

次に、教育関係です。

9月28日に色川小学校、中学校の竣工式を挙行了しました。那智勝浦町歌及び両校の校歌斉唱から始まり、児童・生徒の元気な歌声が響きました。当日は多くのマスコミの取材があり、テレビ、新聞を通して広く報道されています。

11月11日には、近畿へき地複式教育研究大会の分科会、公開授業を行い、約100名の教員が近畿一円から色川へ集まりました。子供たちは木の香りの広がる新しい校舎で元気いっぱいに学んでいます。

次に、本会議に提案しております議件の概要について説明をいたします。

本会議に御審議をお願いいたします案件は13件であります。その内訳は、条例の一部改正5件、平成28年度補正予算7件、人権擁護委員の推薦1件となっております。

議案第86号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、本年度の人事院勧告に伴い条例の一部を改正するものであります。

議案第87号那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例については、地方税法等の改正に伴い条例の一部を改正するものであります。

議案第88号那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴い条例の一部を改正するものであります。

議案第89号那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険法施行令の一部改正に伴い条例の一部を改正するものであります。

議案第90号那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例については、介護保険法の改正に伴い条例の一部を改正するものであります。

議案第91号は、平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算であり、歳入歳出それぞれ2億4,550万1,000円を増額し、予算総額を93億4,788万4,000円とするものであります。その主なものとしましては、臨時福祉給付金及びにぎわい拠点施設整備事業、人事院勧告等に伴う人件費の調整などとなっております。

議案第92号から議案第97号は、国民健康保険事業費特別会計、簡易水道事業費特別会計、下水道事業費特別会計、介護保険事業費特別会計、水道事業会計、病院事業会計に係る平成28年度補正予算であります。それぞれその主なものとしましては、人事院勧告等に伴う人件費の調整であり、国民健康保険事業では後期高齢者支援金等の補正、介護保険事業では介護サービス給付費等の補正をお願いするものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦について議会の同意を求めるものであります。

以上が本議会に提案いたしました13件の概要であります。その詳細については担当課長より説明をいたしますので、何とぞ御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議員の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げ、諸報告及び議案の概要説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第86号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第4、議案第86号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第86号について御説明申し上げます。

〔議案第86号朗読〕

次のページをお願いいたします。

今回お願いをしております条例の一部改正につきましては、平成28年8月8日に出されました人事院勧告に基づく条例の一部改正でございます。

改正の内容でございますが、民間給与との格差が0.17、金額にいたしまして708円あるため、俸給表の水準を引き上げるものとなっております。また、期末勤勉手当の引き上げ0.1カ月分につきましては、民間の支給状況等を踏まえ、勤勉手当に配分をしたものとなっております。

関係資料といたしまして、新旧対照表を添付させていただいております。

まず、第1条ですが、平成28年度について再任用以外の職員、これは一般の職員ですが、一般職員の12月期の勤勉手当の支給率100分の80を100分の90に、そしてまた再任用の職員にあっては100分の37.5を100分の42.5に改めるものでございます。

ここにあります第21条第2項第1号の規定は、これは再任用以外の職員の勤勉手当、一般職員の勤勉手当で民間の支給割合に見合うように0.1カ月分、支給率で先ほど申し上げました100分の10を引き上げるもの、第2号については再任用の職員の規定でございまして、勤勉手当で0.05カ月分、支給率で100分の5を引き上げるものとなっております。

その下に、別表(1)から別表(3)を別紙のとおり改めるとございます。これにつきましては、別表第1は次のページからございますが一般行政職の表、それから別表第2につきましては医療技術員の給料表、それから別表第3につきましては医師の給料表となっております。それぞれ引き上げの改正となっております。

戻っていただきまして、第2条については平成29年度分について勤勉手当の支給率の上昇を0.1カ月分、支給を平準化させるため、均等に分けるために6月分と12月分に振り分けるように調整をしているものでございます。

附則の1、この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から

施行するとなっております。

附則の2でございますが、給料表の改定につきましては平成28年4月1日から適用する。ただし、勤勉手当については28年12月1日の基準日から適用するというものでございます。

次の附則3と4につきましては、給料の支給方法等について定めたものでございます。

以上でございます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） わかりにくいんで、期末勤勉手当数字一緒になって、勤勉手当で総額幾ら、27年度やったらわかるんでしょ、27年度幾ら支払われたのか。ほんで、この条例改正によって、金額で言うてほしいんですけど、全体でどれぐらい上がるんですか。金額で上がる金額を言うてくれたらわかりやすいんです。ほんで、勤勉手当で年間でどんだけ支給されるのか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） この引き上げによりましてどれぐらい上がるかというふうなお問い合わせでございます。

実は、議案第91号のほうで今回補正予算をお願いをしております。本俸に関しましては、ほかの今回のこの91号なんですけども、また後ほど説明させていただきますが、ほかの異動も絡んでおりますので、本俸に関しましてこれ一緒になっておりまして27万2,000円の増額、これについては、ちょっとわかりづらいんですがこの給与改定に伴う増減分として187万6,000円、0.17分の改正につきましては187万6,000円の増額となります。そしてまた、期末勤勉手当の支給額総額なんですけども……

〔8番引地稔治君「それはええ」と呼ぶ〕

よろしいですか。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 私、これに関しては反対討論させていただきます。

今現状、財政のことでみんな、議員皆さん心配しているじゃないですか。ほんで、クリーンセンターでもちょっとでも事業費を抑えようとして皆さん四苦八苦して頑張ってますよね。ほんで、今後行財政改革も思い切ってせなあかんという中で、下げよとまでは言いませんが、せめて現状維持という考えで、皆さん、職員も僕協力していただきたいと思いますので、これに

は反対させていただきます。皆さん、よろしくお願ひします。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

原案に反対の討論はありませんか。

5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 現状、那智勝浦町の公務員の平均給料額が全国の平均よりも高目に来ております。この財政状況等々の中でそういった理由で反対とさせていただきます。

○議長（中岩和子君） 賛成討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

賛成ですか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 賛成討論をします。

先ほどの反対討論の中でもあった確かに厳しい情勢はありますが、全国的にはやはり民間との格差、私もずっと長いこと教員をやっておりましたので、そういう点では厳しいものはあります。特に那智勝浦町の財政、いろんなところの経済状況を見たときに、この間も議会のところで言ったんですが、臨時職員さんの問題、こういった問題も含めて解決をしていこうと思ったときに、やはり今の正の職員さんの分がきちんと確保されていかないと臨時職員さんの分は上がりません。そういう意味で臨時職員さんの分も、前回官製のワーキングプアの問題でも話をしたんですが、そういう意味では待遇改善をしていくために一定の人事院の勧告に基づいての値上げは仕方ないと思います。

特に公務員の場合はストライキ権はとられておりますので、そういったことで抗議する場所は一切ない、ほんで人事院が完全にその間に入って調整をすると、こういう役割を果たしているわけですから、民間の、政府のほうも賃金が上がった、収益が上がったと言っております。そのことの中で、やはり公務員のほうも一定の改善をしながら、そしてそこで働く人たちの全ての待遇改善をしていく、これが僕は必要じゃないかなと思います。

そういう意味では、今回の人事院の勧告に対して賛成するというところで意見を申し上げたいと思います。

○議長（中岩和子君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第86号について原案のとおり可決することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第87号 那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第5、議案第87号那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長久葛君。

○税務課長（久圓章功君） 議案第87号那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

今回の税条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が平成28年3月31日付で公布され、これを受けまして本町においても那智勝浦町税条例等の一部を改正するものでございます。

今回の改正資料としまして、関係資料及び新旧対照表をつけさせていただいております。説明はそちらの関係資料のほうで説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

関係資料をお願いいたします。

第1条の改正は、那智勝浦町税条例（昭和43年条例第1号）の一部を改正するものです。以下、条例の改正内容を記載してございます。資料中、線で囲んだ枠内のところがその上の改正内容を説明したものでございます。

線で囲んだ枠内をお願いいたします。

第19条は、町税の納期限後に納付しまたは納入する税金または納入金に係る延滞金の計算方法について定めたもので、第48条第1項の法人町民税の申告納付時の規定等について整備を行うものです。

3ページの枠内をお願いいたします。

第43条は普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更または決定及びこれらに係る延滞金の徴収について、第48条は法人の町民税の申告納付について、第50条は法人の町民税に係る不足税額の納付の手続について定めたもので、国税に係る最高裁判所判決による国税における延滞税の取り扱いの改正に準拠し、個人町民税及び法人町民税においても延滞金の取り扱いの改正を行うもので、申告した後に減額更正され、その後さらに増額更正または修正申告があった場合、その増額部分に係る延滞金の計算期間について一定期間を控除して計算することとするものです。

4ページの枠内をお願いいたします。

附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について定め

るもので、平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費（医療用から転用された一定の市販薬）が1万2,000円を超える場合において、前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みを行っているときには、その超える部分の金額（8万8,000円を限度とする。）を総所得金額等から控除する医療費控除の特例を設けるものです。

7ページの1番目の枠内をお願いいたします。

附則第20条の2の特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例は、日本と台湾との間で日台民間租税取決めが締結されたことを受け、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が一部改正されたことに伴い、本条例についても必要な改正を行うもので、日本と台湾で国内法上の課税の取り扱いが異なる組織体で、台湾に所在するものを通じて日本国居住者が国内において支払いを受ける利子等及び配当等に係る所得に対し、利子割及び配当割の特別徴収義務を解除した上で、申告分離課税により3%の所得割を課し、配当等に係る所得については総合課税との選択制と定めるものでございます。

次の第2条改正は、那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第23号）の一部を改正するものです。

2番目の枠内をお願いいたします。

那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第23号）の附則第5条は、旧三級品の製造たばこに係るたばこ税の特例税率が段階的に廃止されることに伴い、平成28年4月1日から4年間のたばこ税の4段階引き上げ税率及び旧税率で仕入れた製造たばこを新税率引き上げ後の価格で販売することによる町たばこ税手持ち品課税に関する経過措置を定めたもので、第19条の改正に伴う所要の規定の整備を行うものです。

以下、附則といたしまして、第1条で施行期日を、第2条で町民税に関する経過措置を定めてまいります。

以上でございます。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第87号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第88号 那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第6、議案第88号那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長久葛君。

○税務課長（久圓章功君） 先ほどの税条例との関係がございますので、私のほうから説明させていただきます。

議案第88号那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

今回の国民健康保険税条例の改正につきましては、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が平成28年3月31日付で公布され、これを受けまして本町においても那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

今回の改正の資料として、関係資料及び新旧対照表をつけさせていただいております。説明はそちらの関係資料のほうで説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

関係資料の1ページをお願いいたします。資料中の線で囲んだ枠内のところが、その上の改正内容を説明したものでございます。

線で囲んだ枠内をお願いいたします。

附則第11項の特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例及び附則第12項の特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例は、日本と台湾との間で日台民間租税取決めが締結されたことを受け、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が一部改正されたことに伴い、本条例についても必要な改正を行うもので、個人住民税で課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めると定めるものです。

以下、附則といたしまして、第1項で施行期日を、第2項で適用区分について定めています。

以上でございます。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第88号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第89号 那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第7、議案第89号那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 議案第89号那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

〔議案第89号朗読〕

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町介護保険条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加えるといたしまして、新たに附則第7条として平成29年度における保険料率の特例を規定するものでございます。本則第2条で定めておりますところの保険料率を平成29年度における保険料率の特例といたしまして規定するものでございます。

参考といたしまして、新旧対照表と関係資料をお配りさせていただいております。

お手数ですが、関係資料のほうをお願いいたします。

左側に那智勝浦町介護保険条例第2条に規定しておりますところの介護保険法施行令第38条第1項の規定を抜粋いたしております。そして、右側では今回条例改正により定める平成29年度における保険料率の特例として規定しておりますところの介護保険法施行令第19条第1項の規定を抜粋してございます。基本的には、下側の太字で示しております部分、第19条第1項第1号のハの規定、合計所得金額（租税特別措置法第33条の4第1項もしくは第2項のくだけりから、太字の最後、以下この項及び次条第1項において同じ。）までの条文が加わったものでございます。租税特別措置法に規定する長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を適用す

るものでございます。

次のページには、参考といたしましてその租税特別措置法に規定するところの譲渡所得の種類について記載いたしております。

今回の改正につきましては、介護保険法施行令の改正により第1号被保険者の保険料段階を判定する合計所得金額に土地、建物を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除を適用した額を用いることにするものでございます。

なお、29年度に限った規定としております点につきましては、介護保険料は原則といたしまして3年間同一の保険料を用いることとされており、本則第2条では平成27年度から29年度までと規定しているところでございます。今回、市町村が条例で定めるところにより特例的に平成29年度から施行することができることから、29年度の規定といたしております。30年度以降につきましては、その根拠となる施行令第38条第1項の改正後の規定が施行されるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第89号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第8 議案第90号 那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第8、議案第90号那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 議案第90号那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

〔議案第90号朗読〕

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。本条例につきましては、介護保険法の規定に基づき指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を条例で定めたものでございます。

平成26年6月に交付されました地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律によりまして、介護保険法の改正により通所介護のうち利用定員が厚生省令で定める数19人未満の小規模な通所介護につきましては、平成28年4月1日から地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づけられることとされております。

その基準につきましては厚生省令により示されており、この省令で示された基準に従い標準とし、または参酌した上で市町村の条例において基準を定めることとされており、平成28年4月1日から起算して1年を超えない期間内において市町村の条例が施行されるまでの間は、国の基準を市町村の条例とみなすこととされているところでございます。このことから、本町条例の地域密着型通所介護に関する基準を追加するため、この条例の一部を改正するものでございます。

参考といたしまして、新旧対照表と関係資料を添付させていただいております。

恐れ入りますが、関係資料をお願いいたします。

資料中枠線で囲んだ部分につきましては、その上に記載の改正内容の概略を説明したものでございます。

最初の枠内をお願いいたします。本条例の趣旨と改正の理由を記載してございます。

1 ページの一番下、条例の第3章の次に、第3章の2として地域密着型通所介護の基準を新たに追加いたします。

2 ページをお願いいたします。

第59条の2では、地域密着型サービスにおける指定地域密着型通所介護の基本方針を定めてございます。

次の59条の3と、3 ページ、59条の4では、従業員及び管理者等の人員に関する基準を定めてございます。

4 ページをお願いいたします。

59条の5におきましては、必要な設備、備品に関する基準を定めるものでございます。

5 ページの59条の6から10ページの59条の20までは、運営に関する基準を規定してございます。

次の11ページの第59条の21から17ページの第59条の37までは、利用定員9人以下の小規模な指定療養通所介護に関する基準について規定するもので、第59条21、22では、趣旨及び基本方針を規定してございます。

第59条の23と次のページの第59条の24で、従業員、管理者等の基準を定めてございます。

第59条の25と第59条の26では、設備等の基準を定めてございます。

13ページの第59条の27から17ページの第59条の37では、運営に関する基準を規定してございます。

第59条の38につきましては準用規定となっております。

そして、地域密着型通所介護に係る指定を受けた事業者が提供するサービスの基準につきましては、ほかの地域密着型サービスと同様、その基準については国が定めたものを勘案して市町村が条例で定めるものとされております。独自の基準につきましては、第59条の19、第59条の37の記録の整理の期間について、省令では2年間であるものを本町では5年間としている点でございます。基本は省令に準じた規定となっております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第90号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第91号 平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）

○議長（中岩和子君） 日程第9、議案第91号平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第91号平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,550万1,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ93億4,788万4,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正です。歳入ですが、款10の地方交付税から款21の町債まで、歳入合計で補正前の額91億238万3,000円、補正額は2億4,550万1,000円、計93億4,788万4,000円となっております。

3ページをお願いします。

歳出ですが、款1の議会費から、次のページ、4ページ、款9の教育費までの歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額となっております。

5ページをお願いします。

第2表、地方債補正です。起債の目的欄、一般補助施設整備等事業で限度額7,050万円に補正をし、補正後の限度額を19億3,096万4,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。1、総括として、このページの歳入、次の7ページの歳出について、それぞれ2億4,550万1,000円の増額をお願いしております。歳出の補正額の財源内訳でございますが、国庫支出金が1億6,147万1,000円、地方債が7,050万円、その他750万円、一般財源は603万円となっております。

8ページをお願いいたします。

8ページ、2、歳入です。款10地方交付税、目1地方交付税につきましては、補正額603万円を増額し、計は30億1,863万8,000円となっております。

9ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、目1総務費国庫補助金につきましては、節3地方創生拠点整備交付金、にぎわい拠点施設整備事業の6,000万円を追加し、国庫補助金の計は3億2,833万2,000円となっております。地方創生拠点整備交付金は、地方公共団体が進める地方版総合戦略に基づく自主的、主体的な地域拠点づくりなどの事業につきまして、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取り組みを進めることを目的として創設されたもので、本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生のさらなる進化を目指したものとなっております。

11ページをお願いいたします。

款21町債の目4農林水産業債は、節1一般補助施設整備等事業債7,050万円の補正をお願いするもので、内容につきましては説明欄記載のとおりにぎわい拠点施設整備と増殖場の整備となっております。

12ページをお願いします。

3、歳出です。

総務課の関係につきましては人件費の補正となっております。款1の議会費やその後の各科目におきまして、節2の給料から節4の共済費までそれぞれ補正をお願いしております。これにつきましては、人事院勧告によります4月からの差額支給に伴う増額と中途退職者の減額等となっております。人勧の給与改定率は先ほど条例でも御説明をさせていただきました

とおり0.17%で、これを本町の職員構成で計算をしますと、期末勤勉手当の増額も含めまして0.34%となっております。一般会計では187万6,000円の増額となっております。また、共済費につきましては、共済費の負担率の改正によりまして減額となっております。

それぞれの科目での説明は省略させていただきたくお願いを申し上げます。

総務課の関係につきましては以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節区分3臨時福祉給付金給付事業費補助金7,832万7,000円につきましては、平成26年4月の消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い方に対して臨時的な措置として給付措置を行うための補助金で、平成26年度、27年度、そして28年度と実施いたしておりますが、今回国の経済対策の一環として平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して給付するもので、給付額は1人につき1万5,000円でございます。事業費補助金として7,500万円、事務費補助金として332万7,000円を計上いたしております。事業費は全額国庫補助となっております。

節区分6地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金144万4,000円につきましては、説明欄記載の既存高齢者施設等防犯強化事業として受け入れるものでございます。国の平成28年度第2次補正予算において、高齢者施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置、防犯カメラの設置や外構等の設置、修繕など必要な安全対策に対する費用についての補助事業が創設されたものでございます。今回、町内の3つの事業所が実施意向であり、その補正をお願いするものでございます。180万円の補助対象事業費を上限として、その2分の1を補助するものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。下段をお願いいたします。

款18繰入金、項1基金繰入金、目4福祉基金繰入金、節区分1福祉基金繰入金150万円の取り崩しを予定してございます。平成29年度から開始する介護予防・日常生活支援総合事業へ対応するため、地域介護予防活動支援事業として地域における住民主体の介護予防活動の育成、支援を行うための費用を、基金の取り崩しに予定してございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節区分12役務費11万8,000円、節区分18備品購入費370万円につきましては、リフトつき車椅子対応車両の購入費用及び買いかえに伴う諸経費をお願いするものでございます。福祉課におきましては、昭和62年に大阪のテレビ局から寄贈を受け、その後平成12年に買いかえしました車両を16年間使用したところでございますが、今回老朽化により買いかえをお願いするものでございます。高齢者、障害者の移送を初めとして、福祉活動全般に使用しているものでございます。手数料として車検手数料、登録手

数料、リサイクル手数料、古い車両の廃車手数料の合計7万7,000円、保険料として自賠責保険4万1,000円、備品購入費として370万円でございます。

続きまして、節区分19負担金、補助及び交付金、補正額144万4,000円の増額につきましては、施設の防犯上の安全性の確保として、その対策を講じる事業所に事業費の2分の1を交付金を補助するものでございます。

歳入で説明申し上げましたが、国の平成28年度第2次補正予算において創設されました高齢者施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置、防犯カメラの設置や外構等の設置、修繕など必要な安全対策に要する費用についての補助事業で、高齢者施設等防犯対策強化事業補助金として事業所に交付する補助金でございます。全額国庫補助金として受け入れる予定のものでございます。今回、町内3事業所が実施意向であり、補正をお願いするものでございます。180万円の補助対象事業費を上限として、その2分の1を補助するもので、導入予定事業につきましては防犯カメラの設置が2つの事業所、防犯シャッターの設置が1事業所となっております。全額国庫補助金でございます。

節区分23償還金、利子及び割引料239万2,000円の増額につきましては、平成23年台風12号災害時に被災された方に貸し付けを行いました災害援護資金の県への償還金でございます。平成27年度におきまして利用者の1名の方より全額一括繰り上げの償還がございまして、その繰上償還分を県へ償還するため補正をお願いするものでございます。

節区分27公課費、補正額7万4,000円につきましては、さきに説明いたしましたリフトつき車椅子対応車両に係る自動車重量税でございます。

15ページをお願いいたします。

目3老人福祉費、節区分19負担金、補助及び交付金150万円につきましては、平成29年度から開始する介護予防・日常生活支援総合事業へ対応するため、地域介護予防活動支援事業補助金として地域における住民主体の介護予防活動の育成、支援を行うための費用を、基金の取り崩しにより予定してございます。

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が中心となって地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参加し、多様なサービスを充実することにより地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指すものでございます。新規事業といたしまして、福祉基金を利用し、150万円を限度とし地域における住民主体の介護予防活動の育成、支援を行うものでございます。

今回、町内南大居の旧太田中学校を改修し、地域住民が集う交流の場として本年3月にオープンいたしました交流センター太田の郷で行います介護予防活動事業支援として補助金をお願いするものでございます。太田地域の10の地区において希望者を登録し、閉じこもりがちな高齢者の社会交流の機会をつくるものでございます。

続きまして、節区分28繰出金、補正額17万3,000円の増額につきましては、介護保険事業費特別会計への繰り出しでございます。内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の増額、介護保険システム改修に係る経費等によるものでございます。

目5 町民センター費、節区分7 賃金91万2,000円の増額につきましては、町民センターの庶務業務で雇用しております臨時職員1名の退職に伴います退職一時金を願います。

目11臨時福祉給付金支給費7,832万7,000円につきましては、歳入で御説明申し上げました平成26年4月の消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い方に対して臨時的な措置として給付措置を行うための補助金でございます。26年度から27年、28年度と実施いたしておりますが、今回国の第2次補正予算により経済対策の一環として実施されるものでございます。平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して給付するものでございます。給付額は1人につき1万5,000円となっております。

節区分3 職員手当等で職員の超過勤務手当として63時間分、それから節区分4 共済費及び節区分7 賃金といたしまして、臨時職員の雇用として2カ月分を計上してございます。

節区分9 旅費につきましては事務説明会等への出張旅費、節区分11 需用費といたしまして文具等消耗品費、そして次のページ、16ページをお願いいたします、こちら節区分12 役務費といたしまして郵送料の通信運搬費及び口座振替手数料、節区分13 委託料といたしまして電算システムの改修費用を計上いたしてございます。

そして、節区分19 負担金、補助及び交付金といたしまして、臨時福祉給付金、1人当たり1万5,000円の5,000人分で7,500万円を見込んでございます。この予算を御可決いただきましたならば、平成29年2月上旬には受け付けを開始し、3月中旬から支給できるよう事務を進めてまいります。諸経費を含めました事業費の全額国庫補助となっております。

次の17ページをお願いいたします。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、節区分3 職員手当等のうち超勤手当の14万円の増額につきましては、職員の急な退職により課職員の協力のもと対応しているところでございますが、どうしても時間外の勤務が必要な状況となっており、今回補正をお願いするものでございます。

福祉課の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしく願います。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 観光産業課の関係について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款12 分担金及び負担金、項1 分担金、目2 農林水産業費分担金、節3 漁業経営構造改善事業費分担金の600万円につきましては、増殖場整備事業に対する宇久井漁協、紀州勝浦漁協の分担金でございます。

10ページをお願いいたします。

款15 県支出金、項2 県補助金、目4 農林水産業費補助金、節6 青年就農給付金補助金75万円につきましては、青年就農給付金に係る100%の補助を受け入れるものでございます。

節17 漁業経営構造改善事業費補助金1,925万円につきましては、増殖場整備事業に対する補

助を受け入れるものでございます。

20ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金、補助及び交付金の75万円につきましては、認定新規就農者に色川で1名認定されましたので、半期分の補正をお願いするものでございます。

目4畜産団地管理費、節11需用費の修繕料93万9,000円につきましては、9月19日の台風によりまして畜舎の屋根や倉庫の壁が剥がれるなどの被害を受けております。これらの修繕を行うため、今回補正をお願いするものでございます。

目5那智駅交流センター管理費、節7賃金の137万1,000円につきましては、臨時職員1名が29年1月末で退職を希望されており、その退職分の賃金を補正をお願いするものでございます。

次のページ、21ページをお願いいたします。

項2林業費、目2林業振興費、節19負担金、補助及び交付金の58万2,000円につきましては紀州材需要拡大事業補助金で、現在11件378万2,000円の補助が確定してございます。年度末までに2件の申請が見込まれておりますので、その不足分の補正をお願いするものでございます。

22ページをお願いいたします。

項3水産業費、目3地方創生拠点整備事業費の補正額1億2,308万4,000円につきましては、現在のにぎわい広場の場所をにぎわい拠点として整備しようとするものでございます。

節12役務費の8万4,000円につきましては、建築確認等の手数料でございます。

節13委託料の1,300万円につきましては、設計監理と地質調査に係る委託料でございます。

節15工事請負費の1億1,000万円につきましては、本体工事費と現在にぎわい広場を行っております第5売り場の解体費用を計上してございます。

観光産業課関係資料をおつけしておりますので、そちらをごらんください。

現在、地方創生拠点整備事業費の交付金でございますが、申請段階でございますが、図面につきましては現時点でのあくまでもイメージ図となっております。

400平米の平家建てで、基本的には施設内にテナントを設けまして出店者を募集する形態をとる予定でございます。また、施設内と屋外で飲食ができるスペースを設けまして、イベントスペースにおいてはガラス張りとしたしまして来場者の方がマグロ解体を見学できるような配置をしたいと考えてございます。営業日につきましては、現在のような休日だけの営業ではなく、毎日営業をすることを予定してございます。出店者につきましては、地元産品、そして土産物等も含めまして、幅広く募集をしたいと考えてございます。

そしてまた、施設の管理につきましては、電気料、そして警備費用等の管理、そしてまたこれを補う収入といたしまして出店料等がございますが、これらを含めまして現在のにぎわい広場と同様に出店者組合等の民間へ管理運営をお任せしたいと考えてございます。

なお、この事業につきましては29年度への繰り越しを予定してございます。

続きまして、目4 漁業経営構造改善事業費の4,000万円につきましては、イセエビ魚礁の投石事業でございます。現在宇久井のフェリーターミナルと那智漁港に置いております災害で出た石を活用いたしまして、宇久井と勝浦の増殖場を整備するものでございます。

節13委託料の100万円につきましては、岩質の調査業務委託でございます。

工事請負費につきましては3,900万円で、補助金の内示がございましたので、今回補正をお願いするものでございます。

23ページをお願いいたします。

款6 商工費、項2 観光費、目1 観光総務費、節3 職員手当等のうち超勤手当31万8,000円につきましては、本年度、那智海水浴場においてエアスライダーを2基設置し有料にしたことで管理のための人員がふえたことや、神武東征イベントや京都橋大学等の関連のイベントなど臨時的に超勤が増加したため、年度末までの見込み分の補正をお願いするものでございます。

目4 体育文化会館費、節11 需用費の248万4,000円につきましては、自動火災報知設備の取りかえに係る費用でございます。定期検査で非常ベル回線に老朽化による不良箇所があることがわかり、部品の取りかえが必要となっております。しかしながら、この部品につきましては製造から31年経過しておりまして製造が行われていないため、現在応急処理で対応しているところでございます。この設備につきましては国家検定品でございますので、こういった応急処理による一部修理というのが認められてございませぬので、今回補正をいただいて設備全体を取りかえたいと計上させていただいているものでございます。

観光産業課の関係については以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 消防長峯君。

○消防長（峯 幸生君） 消防関係について御説明申し上げます。

26ページをお願いします。

歳出でございます。

款8 消防費、項1 消防費、目3 消防施設費、節区分11 需用費、補正額340万円の増額につきましては、消防艇「はくりゅう」の修繕料でございます。「はくりゅう」は老朽化が著しいことから、3カ年をかけオーバーホールを実施する計画を立てています。1年目の今年度、エンジン部分の分解整備を実施しているところですが、予想以上に劣化している部分が見つかったことから、その修繕費用の増額をお願いするものです。

消防関係につきましては以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） 教育委員会の関係につきまして御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15 県支出金、項2 県補助金、目8 教育費補助金、節6 こどもの居場所づくり事業補助金、補正額20万円は、放課後子供教室の運営に対する10分の10の県補助金です。

節7 放課後子供教室一体型推進に係る設備整備補助金、補正額150万円は、放課後子供教室の設備整備に対する10分の10の県補助金です。

28ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款9 教育費、項4 社会教育費、目1 社会教育総務費、節18 備品購入費、補正額150万円につきましては、本年度から勝浦小学校と宇久井小学校で放課後子供教室を開講しておりますが、勝浦小学校で使用している教室に空調がないため、県補助金を活用し、2教室に空調を整備するものです。あわせて、畳と座卓を購入し、2教室のうち1教室を畳敷きにして落ちついた居場所づくりを進めるものです。

節19 負担金、補助及び交付金、補正額20万円につきましては、放課後子供教室の運営費の増額をお願いするものであり、開講回数及び指導員の勤務時間の増に係る講師謝金及び消耗品費となっております。

以上の2件につきましては、歳入で御説明しましたとおり10分の10の県補助を予定しております。

教育委員会の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時49分 休憩

11時06分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

質疑を行います。

7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 3点お尋ねします。

14ページの社会福祉総務費、リフト付車椅子対応車両購入費370万円について、入札はどのような方法にするのか。町内の販売店も対象になるか。

次に15ページの太田地区で行われる地域介護予防活動支援事業補助金150万円について、何に使うのか。また補助は1年限りなのか。

そして22ページのにぎわい拠点施設整備について、今後マグロの解体などイベントに対する保健所の指導が厳しくなることが予想されるが、対策を考えてあるかお尋ねします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） まずは、14ページにおきましてリフトつき車椅子対応車両の御質問でございました。

こちらにつきましては、どうやって入札する形ということで御質問でございますが、現在私も利用しております車につきましては日産製の車、日産キャラバンの車を利用してございます。今回導入を考えております車につきましても、日産キャラバンもしくはトヨタハイエース

というような車種限定で入札を図っていきたいというふうに考えてございます。

当然、8ナンバーの車で改造が必要である車でございます。その辺につきましては対応できるメーカーなりが決まってまいるかと思うんですが、今回の入札に当たりましては日産とトヨタということで絞って図っていきたいというふうに考えてございます。

それから、次の地域介護予防活動支援事業の関係でございます。

こちらにつきましては基本的に単年度を考えてございます。あくまで住民への通いの場づくりを継続的に運営する団体に対し、活動を始める初年度に要する人材育成費、それから準備等の費用ということで補助を考えてございます。

まず、その関係で費用面につきましては、今回ですと設備補修費といたしまして空調設備、それから照明設備、手洗い所とかの設置というようなことでの設備修繕費、それから傷害保険、それと備品等といたしまして福祉プログラムのほうで使用いたします遊具、それから消耗器材、それから人件費といたしまして看護師、それから栄養士等の配置ということでございましたので、そちらの人件費というようなことで150万円ということで補助をいたす形で進めてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

このイメージ図の一応奥のほうにイベントスペースというのを設けまして、ここでマグロ解体をやって、飲食スペースからも見えるような格好で検討しているところでございます。そして、このイベントスペースにつきましては完全に密閉して、そしてまた中にも衛生設備等を完備しまして行う予定でございまして、設計の段階においては保健所さんとも十分協議してやりたいと考えてございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） にぎわい広場のことについてはよくわかりました。

福祉のほうなんですけど、その車の購入はそうやって車種を絞ってやるというのはわかったんですけど、業者、購入するところは町内のそういう自動車販売のところ、業者さんに入札をかけるか、町外も入れてということ、そこも聞きます。

それと、太田で行う事業、今回そういう準備のために主に使うということなんですけど、仮に今年度やって今後も続けて、同じようなこの事業を太田の地域の方が続けられていきたいと言った場合に、果たして今回はたまたま福祉基金を取り崩してそういうことに充てるということであって、今後できていくのかなというところが心配なんです。できて、もう自分の足でやっていたらよろしいんですけど、今回こうして次年度以降こういうものがなくなったときに大丈夫なのか。だから、次年度以降も何らかの予算措置を町が考えていくことになるのか、ならないか、その辺の見通しもお聞きしたいと思います。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） まずは、リフトつき車椅子の車両の件でございます。町内業者及び町

外業者というお問い合わせでございました。

今回、見積もりといたしますかこの予算編成を算出するに当たりまして見積もりをとっておりますところによりますと、日産本社のほうと、それから日産プリンスにつきましては和歌山のほうでとっておるんですが、トヨタにつきましては東京法人のほうでとった見積もりを使用しております。実際に今回入札をするに当たりましては、町内業者が対応できるようであればできるだけ町内業者を、対応できる形であれば町内業者も入れた上で検討していきたいというふうに考えております。

それとあと、地域活動予防の関係でございますが、こちら今回準備といたしまして150万円ということで予定しております。今後、次年度以降につきましては、来年度から始まってまいります介護保険事業の中で総合事業というものがスタートします。そちらに組み入れる形で事業を進めるということで今検討しております。その関係で、費用につきましては今までと同じ介護保険事業、介護保険特会のほうに係る給付の中で賄える部分というのが当然出てまいりますので、デイサービスなりその辺の費用につきましては介護保険の事業所がやっておりますデイサービスと同じような形で進めるものというふうにやっていくということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 3点質問させていただきます。

1つは、先ほどの曾根議員の質問の中にもあったんですが、取り組み、にぎわい拠点施設の整備ですが、集客のことを考えていくと非常に大きな位置を占める施設になるかなとは思いますが、テナントの方で中心はやっぱり漁業になると思うんですが、ここで農家の出店とかというのは考えられているのかどうかということの一つお聞きしたいのと、それから次は臨時職員さんの退職の問題で、15ページの町民センターの職員さんの臨時雇賃金これ退職金分としているんですが91万2,000円、それから次に20ページ、ここで那智駅交流センターの管理費のところ賃金でこれも先ほど退職のということ、多分1名1名と思うんですが、ちょっと余りにも金額が違い過ぎますので、この理由はなぜだろうかということをお聞きしたいと思います。

それから、最後に3点目ですが、21ページの林業振興費のところ紀州材需要拡大事業補助金とあるんですが、大体どのような事業なのかということをお聞きしたい。

以上、3点です。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

まず、1点目のにぎわい拠点のほうの出店の関係でございますが、こちらのほうは広く公募をしたいと考えてございまして、議員おっしゃいますとおり農産物のほうの公募もしていきたいと考えてございます。

そして、2点目の臨時雇いの退職の賃金でございます。こちらについては年数のほうで多少

多分金額が変わってこようかと思いますが、那智駅交流センターの場合は17年経過してございますので、そちらの計算でさせていただきます。

そして、紀州材の関係でございますが、こちらのほうは家屋の新築をした場合に紀州材を使うことによって、その使った量によって補助金が決められてございまして、1立米当たり2万円の補助を行ってございます。限度額は40万円となっております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 14ページ、町民センター費の関係の退職一時金のお問い合わせでございました。

今回、この補正をお願いしております職員1名の退職に伴います退職一時金につきましては、この職員につきましては14年間勤務でございます。本町におけます臨時職員の退職報償金支給基準というものがございます。そちらの基準に基づきましてこの金額ということで算定し、補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そしたら、20ページのその分もその基準表に基づいたものと考えていいわけですね。その点をお聞きしたいです。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 議員おっしゃいますとおり、その基準に基づいて支払う予定でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 2点お願いします。

福祉関係のほうなんですけども、車両の入れかえの際に……。

○議長（中岩和子君） 済みません、ページ数を言うたっただけですか。

○5番（石橋徹央君） 済みません、14ページの節区分18備品購入費のところ、直接車両のことではないんですけども、特にこういう特殊車両を、町で持っている車両を処分するときも町内の車屋さんの関係の中で入札をしていただきたいたいという声があるんですけども、その辺配慮いただけているかということと、最後、2点目がにぎわい拠点施設の事業なんですけど、進めていくに当たりまして、進めていく中で貸しテナントの利用希望者いるかどうかという、そういうリサーチは途中でされたりとかするんでしょうか。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 14ページのリフトつき車両の件についてのお問い合わせでございます。

処分についてでございますが、従前ですと私どもは購入業者、処分もあわせて依頼している部分というのが多うございます。ただ、今回お聞きいたしまして、希望のそのような業者様が

いらっしゃるということであれば、それなりにする方向で考えていければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

にぎわい広場の出店者のリサーチということでございますが、リサーチというほどのことまではいたしてございません。現在、にぎわい広場に出店してございます出店者組合さんという話をいたしまして、どれぐらいの金額でやったら出店者どれぐらい見込めるかなというような話はしておりますが、特段リサーチというのはしてございません。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

9 番 亀井君。

○9 番（亀井二三男君） 1点だけ、14ページのこの車両購入の件なんですけども、今課長言われるように日産とかということで、今の質問の中で町内であればそういうのも考えたいという、まだ固まった思考になってないと思うんですけども。今説明を受けましたら、この予算の中で廃車手数料とかそういうのも見込まれておりますけども、これ特殊車両でありますし、また公用車の中で今後もそうですけども、こういうものを買いかえたときの旧車両については下取り等を考えたことはないのでしょうか。まず、そこら辺を、下取りを考えて廃車手数料が省けるような、また下取りでお金になれるようなものにならないか。1点だけ。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 購入の際の車両の売却、有効活用の件であると思います。

前にも議員さんにもお尋ねいただいたことがあるんですけども、必要であるという業者さんがおられるようでありましたら、資産の有効な活用という面からいたしましてもそういう業者さんに引き取っていただいて売却するというのを考えさせていただきたいと思います。

ただ、今のところ下取りのところで値段を出していただきまして、それを参考にしながら、もしそれ以上に売却できるということであればそのような措置をとってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9 番 亀井君。

○9 番（亀井二三男君） 今、総務課長言われたように、ぜひともそういった考えでいただきたい、特殊車両ですので部品等、車両自体が古くてもやっぱり部品とかいろんなもので利用できる車屋もおろうかと思っておりますので、そこら辺、ぜひともそういった形の中で、たとえ少ない金額でも出すよりかもらえるような形の方法をとっていただきたいと考えます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

3 番 下崎君。

○3 番（下崎弘通君） 22ページのにぎわい広場の関係でお尋ねしたいんですけども、この金額 1

億2,308万4,000円、この事業費上がっているんですけども、この内訳の中で一般財源が308万4,000円とこれだけの負担で一般財源なっているんですけども、国県支出金、補助金が6,000万円、それで地方債が6,000万円ということになっているんですけども、この地方債の町債で起債するわけなんですけども、この6,000万円の地方税措置、どれぐらいになるのか、その点、そして町自体の持ち出しといいますか、一般財源と合わせてどれぐらいになるのかだけ教えてくださいたいと思います。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 11ページの農林水産業債に対する交付税措置のお尋ねでございます。

今回、にぎわい拠点施設整備事業ということで6,000万円を入れてございますが、これにつきましての交付税措置につきましては2分の1ということで把握しております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 皆さんと重複するようなんですけど、22ページの1点は増殖場整備事業、どこにするんか、どんな感じのものをするのかと。

もう一点は、にぎわい拠点の運営なんかはどのように考えているのかなと。その2点をお願いします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

増殖場整備工事の場所でございますが、宇久井と、それから勝浦の漁地内でございます、そちらのほうへ宇久井2カ所、勝浦2カ所の整備を予定してございます。

そして、にぎわい拠点の運営でございますが、先ほども若干説明させていただきましたが、現にぎわい広場もそうでございますが民営方式で運営管理、運営のほうはもう完全に町とは離していただいて民営でしていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第91号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第92号 平成28年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（中岩和子君） 日程第10、議案第92号平成28年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課副課長三隅君。

○住民課副課長（三隅祐治君） 議案第92号平成28年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条です。

歳入歳出予算の総額は補正をいたしておりません。

4ページをお願いいたします。

2、歳入、補正なし。

3、歳出です。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、給与改定等に伴う人件費の調整に伴う補正でございます。下の款3後期高齢者支援金、項1後期高齢者支援金、目1後期高齢者支援金と、5ページの款4前期高齢者納付金、項1前期高齢者納付金、目1前期高齢者納付金、下の段、款6介護納付金、項1介護納付金、目1介護納付金、それぞれ補正額、節19負担金、補助及び交付金の後期高齢者が2万4,000円の増額、前期高齢者が6万5,000円の増額、そして介護給付金につきましては11万7,000円の減額となっております。決算見込み額に基づく増減でございます。

住民課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第92号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第93号 平成28年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第2号）

○議長（中岩和子君） 日程第11、平成28年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長関君。

○水道課長（関 正行君） 議案第93号平成28年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明させていただきます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,903万1,000円にするものでございます。

2ページをお願いします。

歳入でございます。

款5繰越金、項1繰越金、補正前の額2,657万9,000円、補正額12万6,000円、計2,670万5,000円、歳入合計5億9,903万1,000円となるものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、補正前の額5,634万3,000円、補正額12万6,000円、計5,646万9,000円、歳出合計5億9,903万1,000円は歳入と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括としまして、このページの歳入、次の5ページの歳出におきまして、それぞれ12万6,000円の増額をお願いし、歳入歳出同額の5億9,903万1,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。

2、歳入でございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金に12万6,000円の補正をお願いし、計2,670万5,000円とするものでございます。

7ページをお願いします。

3、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料から節4共済費まで12万6,000円の補正をお願いするものでございます。これは人事院勧告による人件費の補正でございます。

8ページ及び9ページは給与費明細書となっております。

給与費明細書につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第93号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第94号 平成28年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（中岩和子君） 日程第12、議案第94号平成28年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長関君。

○水道課長（関 正行君） 議案第94号平成28年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,072万1,000円にするものでございます。

2ページをお願いします。

歳入でございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、補正前の額3,708万4,000円、補正額7万9,000円、計

3,716万3,000円、歳入合計4,072万1,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、補正前の額2,120万2,000円、補正額7万9,000円、計2,128万1,000円、歳出合計4,072万1,000円は歳入と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括としまして、このページの歳入、次の5ページの歳出におきまして、それぞれ7万9,000円の増額をお願いし、歳入歳出同額の4,072万1,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。

2、歳入でございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金に7万9,000円の補正をお願いし、計3,716万3,000円とするものでございます。

7ページをお願いします。

3、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料から節4共済費まで7万9,000円の補正をお願いするものでございます。これは人事院勧告による人件費の補正でございます。

8ページ及び9ページは給与費明細書となっております。

給与費明細書につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第94号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第95号 平成28年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）

○議長（中岩和子君） 日程第13、議案第95号平成28年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 議案第95号について、御説明申し上げます。

議案第95号平成28年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,848万5,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款3国庫支出金と款7繰入金の補正で、歳入合計、補正前の額20億7,798万8,000円に、補正額49万7千円を増額し、計20億7,848万5千円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費と款2保険給付費の補正で、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書 歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入合計、5ページの歳出合計、同額でございます。

5ページ、歳出の補正額の財源内訳でございますが、国庫支出金が32万4,000円、一般財源が17万3,000円となっております。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目3介護保険事業費補助金、節1介護保険事業費補助金、32万4,000円の増額につきましては、さきの条例改正について御可決いただいたところでございますが、介護保険法施行令改正に伴うシステム改修費用でございます。

補助事業として適用となることから事業費の2分の1を計上したものでございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節2その他一般会計繰入金、補正額17万3,000円の増額につきましては、人事院勧告等による人件費、介護保険システム改修に係る国庫補助金適用に係る繰入金の減額等による経費に対する一般会計からの繰入金の補正をお願いするものでございます。

続きまして7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項2総務管理費、目1一般管理費、節2給料から節4共済費までは、人事院勧告に伴う人件費の増額、超勤手当につきましては、人事配置の異動等及び介護認定業務の増大に伴い、補正をお願いするものでございます。

節13委託料4万5,000円の増額につきましては、介護保険システム改修に係る委託料でございます。

当初において例年の法改正等に伴うシステム改修費用を予算措置しておりますが、今回加えて、補助事業分を実施することから、不足分をお願いするものでございます。

款2保険給付費、項2保険給付費、目1居宅介護サービス給付費、節19負担金、補助及び交付金の120万円の減額と次のページにございます、項3高額医療合算介護サービス費、目3高額医療合算介護サービス費、節19負担金、補助及び交付金の120万円の増額につきましては、平成28年度の上半期の給付実績状況等から下半期の給付見込みにより、それぞれ増減するものでございます。

9ページ、10ページは補正予算給与費明細書となっております。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第95号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第96号 平成28年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（中岩和子君） 日程第14、議案第96号平成28年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長関君。

○水道課長（関 正行君） 議案第96号平成28年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明させていただきます。

第1条、平成28年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成28年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款水道事業費用、既決予定額4億5,584万5,000円に補正予定額67万円を追加し、計4億5,651万5千円とするものでございます。

第1項営業費用、既決予定額3億9,139万7,000円に補正予定額67万円を追加し、計3億9,206万7,000円とするものでございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

支出でございます。

(1)職員給与費、既決予定額6,146万円に補正予定額6万1,000円を追加し、計6,152万1,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

予算に関する説明書でございます。

収益的収入及び支出、支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、既決予定額8,396万3,000円に補正予定額5万3,000円を追加し、計8,401万6,000円とするものでございます。

目2配水及び給水費、既決予定額3,531万8,000円に補正予定額38万3,000円を追加し、計3,570万1,000円とするものでございます。

目3総係費、既決予定額6,899万円に補正予定額23万4,000円を追加し、計6,922万4,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費から、目3総係費におきましては人事院勧告に伴う補正でございます。

4ページ、5ページにつきましては補正予算給与費明細書となっております。

記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第96号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第97号 平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（中岩和子君） 日程第15、議案第97号平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） 議案第97号平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款病院事業費用、既決予定額22億1,556万7,000円に補正予定額305万6,000円を増額し、計22億1,862万3,000円とするものです。

第1項医業費用、既決予定額21億9,132万2,000円に補正予定額305万6,000円を増額し、計21億9,437万8,000円とするものです。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入が資本的支出に対し不足する額を5,125万6,000円に改める。

支出でございます。

第1款、資本的支出、既決予定額19億3,818万7,000円に補正予定額8万3,000円を増額し、

計19億3,827万円とするものです。

第1項建設改良費、既決予定額19億1,996万1,000円に補正予定額8万3,000円を増額し、計19億2,004万4,000円とするものです。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、(1)職員給与費、既決予定額11億8,740万4,000円に補正予定額313万9,000円を増額し、計11億9,054万3,000円とするものです。

平成28年12月7日提出、那智勝浦町長でございます。

2ページは予算に関する説明書、実施計画となっております。

内容につきましては前ページの説明と重複をいたしますので、説明は省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出の、支出でございます。

款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費、既決予定額12億3,371万6,000円に補正予定額305万6,000円を増額し、12億3,677万2,000円とするものでございます。

節区分2医師給から節区分11事務員手当まで給与費の増減につきましては、給与改定及び人事異動に伴うものでありますが、医師及び看護師の超勤手当の増額につきましては、人員不足等に伴う業務増によるものとなっております。

4ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の、支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目2新病院建設事業費、既決予定額18億5,063万5,000円に、補正予定額8万3,000円を増額し、18億5,071万8,000円とするものであります。

節区分3給料から節区分6法定福利費でまで給与費の増額につきましては給与改定に伴う補正でございます。

5ページ、6ページは補正予算給与費明細書でありますので説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第97号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

○議長（中岩和子君） 日程第16、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦について御説明申し上げます。

〔諮問第1号朗読〕

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づき、法務大臣の委嘱によるものでございますが、同法第6条第3項において、市町村長は法務大臣に対し、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと、規定してございます。

久保美恵子氏につきましては、平成29年3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き、推薦いたしたく議会にお諮りするものでございます。任期は3年でございます。

久保氏は、元保育所長を務められ、地区住民の人望も厚く、その誠実な人柄により、平成23年から現在まで人権擁護委員として活躍いただいておりますが、民生委員としても平成19年より務めていただいているところでございます。

今回、地区の人権擁護委員として今後も今まで以上に御活躍いただけるものと考え、再度推薦するものでございます。

人権擁護委員の委嘱発令日が平成28年1月1日から、原則として1月と7月の各1日付の年2回となり、3月31日及び9月30日に任期が満了となる委員につきましては、人権擁護委員法第9条ただし書きである「任期満了後も後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。」に基づき、任期が3カ月間延長されることとなることから、今回、議会の同意をいただきましたならば、法務大臣の委嘱により、任期につきましては、平成29年7月1日から3カ年となる予定でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

事務局から答申案を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔答申案配付〕

○議長（中岩和子君） 諮問第1号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。

諮問第1号についてお手元に配付しました意見のとおり答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件はお手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議員派遣について

○議長（中岩和子君） 日程第17、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、新病院建設工事現地視察に、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時00分 散会